

人権擁護委員の使命とその職務

(委員の委嘱)

令和2年7月1日付で、当町の人権擁護委員に下記の方が委嘱（新任）されました。人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を当町の議会の意見を聞いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的な人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

(委員の職務)

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

- (1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情

報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

- (4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済処置を講ずること。
- (5) その他人権の養護に努めること。
また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。
- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害（騒音、悪臭、汚水、ばい煙等）。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

記

人権擁護委員の氏名及び住所

氏名	住所（地区名）
星 陽子	朝日町大字柿

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十一回特別弔慰金）が支給されます

○特別弔慰金の趣旨

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

○支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

（請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

○請求窓口・問い合わせ

保険福祉課 TEL 377-5659

マイナンバーカード交付専用休日臨時窓口および平日夜間窓口のお知らせ

マイナンバーカード交付専用の休日臨時窓口および平日夜間窓口を行います。

交付通知書を受け取られた方で、平日8時30分～17時15分に受け取りに来られない方は、この機会をご利用ください。

※休日および夜間窓口は予約制です。事前に電話予約をしてください。

と き

【休日臨時窓口】 8月23日（日）、9月27日（日）
いずれも9時～17時

【平日夜間窓口】 8月12日（水）、8月26日（水）
いずれも17時30分～19時
（最終の予約は18時45分）

※日程は変更になる場合があります。

ところ 朝日町役場 町民環境課臨時窓口または2階交付会場

その他 事前に電話予約が必要です。（直近の開庁日17時まで）

予約先・問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653

